

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	701
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し
意見提出者名	名古屋港管理組合
意見の要点	民間事業者から、時間外においても、通常の通関業務と同様のサービスを求める声が多く、手数料は基本的に無料とすることが理想である。今後、実績に応じてさらに臨時開庁手数料を引き下げることも視野にいれているのでしょうか。
意見に対する回答	<p>1. 地方自治体等から寄せられた特区での規制の特例措置に係る提案の中では、臨時開庁手数料のあり方に関するものとして、その軽減あるいは免除が共に多数要望されていたものと承知している。</p> <p>2. 財務省は、今後、通関体制の整備を積極的に進めていくことを踏まえ、臨時開庁手数料のあり方を見直していく方針であるが、昨年10月より実施している税関の執務時間外における通関体制の試行の結果も未だ明らかとなっていない現段階で、特区における臨時開庁手数料を直ちに免除とすることは適切ではないものと考えている。</p>
担当省庁名	財務省

プログラム 別表1の番号	701
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し
意見提出者名	大阪府
意見の要点	空港又は港湾施設機能が、既に24時間運用している場合は、の要件は適用除外とされたい。
意見に対する 回答	<p>1. 特区における臨時開庁手数料の軽減により、税関の執務時間外における貨物の通関需要を顕在化させるためには、当該区域において、輸出入貨物の国内への引取りや船舶等への積み込みが平日夜間・土日休日でも可能となるような民間側の体制が整備されていることだけでなく、そもそも、平日夜間や土日休日における潜在的な通関需要が相当程度存在していることが求められる。</p> <p>2. そのため、特区法第17条は、臨時開庁手数料軽減の適用を検討する際の要件のひとつとして、平日夜間や土日休日における通関需要が、潜在的に存在することも含め、相当程度確認される必要があることを定めているものであることから、港湾及び空港施設の稼働状況のみをもって、臨時開庁手数料の軽減を認めることは適切ではない。</p> <p>3. なお、特区法第17条に規定されている、臨時開庁承認の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれるものとして規定する政令の具体的内容については、現在、既に税関の執務時間外に通関体制を整備している税関官署の実績等も踏まえつつ、検討中である。</p>
担当省庁名	財務省

プログラム 別表1の番号	701
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し
意見提出者名	千葉県
意見の要点	臨時開庁手数料については、2分の1に軽減するのではなく、手数料を廃止すべきである。
意見に対する 回答	<p>1. 地方自治体等から寄せられた特区での規制の特例措置に係る提案の中では、臨時開庁手数料のあり方に関するものとして、その軽減あるいは免除が共に多数要望されていたものと承知している。</p> <p>2. 財務省は、今後、通関体制の整備を積極的に進めていくことを踏まえ、臨時開庁手数料のあり方を見直していく方針であるが、昨年10月より実施している税関の執務時間外における通関体制の試行の結果も未だ明らかとなっていない現段階で、特区における臨時開庁手数料を直ちに免除とすることは適切ではないものと考えている。</p>
担当省庁名	財務省

プログラム 別表1の番号	702
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	通関業務の24時間・365日化への対応
意見提出者名	三重県
意見の要点	「税関の通関体制を整備する特例措置」について、延長された執務時間に手続きを行う場合に、時間外手数料はどうか。
意見に対する 回答	税関の通関体制を整備する特例措置が認められる特区において、併せて特区法第17条に規定する関税法の特例措置（臨時開庁手数料の軽減）が認められる場合には、当該特区に所在する保税地域に置かれている貨物等に係る臨時開庁手数料は、2分の1に軽減されることとなる。
担当省庁名	財務省

プログラム 別表1の番号	702
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	通関業務の24時間・365日化への対応
意見提出者名	福岡市
意見の要点	自治体からの提案には手数料の無料化がありましたが、なぜ2分の1なのでしょう。また、その根拠は何なのでしょう。
意見に対する 回答	<p>1. 地方自治体等から寄せられた特区での規制の特例措置に係る提案の中では、臨時開庁手数料のあり方に関するものとして、その軽減あるいは免除が共に多数要望されていたものと承知している。</p> <p>2. 財務省は、今後、通関体制の整備を積極的に進めていくことを踏まえ、臨時開庁手数料のあり方を見直していく方針であるが、昨年10月より実施している税関の執務時間外における通関体制の試行の結果も未だ明らかとなっていない現段階で、特区における臨時開庁手数料を直ちに免除とすることは適切ではないものと考えている。</p> <p>3. なお、臨時開庁手数料の軽減幅については、特例の効果や他の法令における取扱い等を考慮して、2分の1としたところである。</p>
担当省庁名	財務省